

静岡県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年7月14日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除に係る保安林の所在場所

駿東郡小山町中日向字尾尻192の4（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地のため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁、東部農林事務所及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）